

太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、太田市の事務事業により暴力団を利することとならないために講ずる措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務対象者 申請者その他の事務事業の相手方にしようとし、又はしている者をいう。
- (2) 排除措置 暴力団等を事務事業の相手方としない、又は相手方としていないことを取り消し、若しくは解除する措置をいう。
- (3) 排除対象事務 契約、公共工事、公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する施設）の利用に係る事務その他の市の事務又は事業をいう。
- (4) 所管課長 排除対象事務又は不当要求行為を受けた事務事業を分掌する所属の長をいう。

(照会)

第3条 所管課長は、排除対象事務の相手方にしようとする者（現に当該事務の相手方としている者も含む。）が、暴力団員等に該当する疑いがある場合は、太田警察署（以下「警察」という。）に対し、別に定める様式により照会することができるものとする。

(事務対象者への周知等)

第4条 所管課長は、事務対象者に対し、前条の規定により警察に照会する場合があることを、インターネットの利用又は申請窓口等に掲出する等の方法によりあらかじめ周知するものとする。

2 所管課長は、事務対象者に対し、必要と認められる場合は、誓約書（様式第1号）の提出を求めることができるものとする。

(排除措置)

第5条 所管課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、排除措置を講じるものとする。

- (1) 第3条の規定による照会に対し、暴力団員等に該当する旨の回答があったとき。
- (2) 条例第6条第2項の規定による義務について、事務対象者に怠る事実があると認め

られるとき。

(3) その他市長が排除措置を講じる必要があると認めるとき。

2 所管課長は、排除措置を講じる場合は、当該措置を決定した理由を付して相手方へ通知するものとする。

3 所管課長は、排除措置を講じた場合は、警察に連絡するものとする。

(市の事務事業における排除措置等)

第6条 条例第6条第1項及び第4項の規定による措置は、入札に係る指名の停止及び取り消しとし、その期間等詳細については、別に定めるところによる。

2 条例第7条の規定による措置は、施設の利用の許可又は承認を与えないこととする。ただし、当該施設の利用を許可し、承認した場合は、その許可又は承認の取り消しとする。

(警察との相互連携)

第7条 所管課長は、排除措置を講じるに当たり、暴力団員等からの妨害等が予想される場合は、必要に応じて、警察に通報し、密接に連携して対応するものとする。

(市への不当要求行為に対する措置)

第8条 所管課長は、事務事業の執行に当たり、不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合、太田市不当要求行為等対策要綱（平成17年7月1日太田市制定）に基づき、市民及び職員の安全と事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、必要に応じて警察に通報するものとする。

(個人情報の適正な管理)

第9条 所管課長は、警察から取得した個人情報を適正に管理し、排除措置その他の暴力団の排除に関する目的以外に使用してはならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。